2012
2
No.786

社会保険

にいがた

にいがた街かど散歩 ▲越後線から望む多宝山〈弥彦村〉

Contents

- 退職後継続再雇用時の取扱いについて
- 平成24年度の新潟支部健康保険料について
- 社会保険事務講習会開催のご案内
- 健康セミナー開催のお知らせ

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル 0570-05-1165（イイロウゴ）

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/　協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ　http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

【職場内で回覧しましょう】

退職後継続再雇用時の取扱いについて

（60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が対象です）

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後、継続して再雇用された場合、月額変更届によらず、再雇用された日の属する月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定できます。

手続きについて

事業主から、該当する方の厚生年金保険等の被保険者の被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を同時にご提出いただくことになります。

その際に、退職したことがわかる書類（就業規則や退職辞令の写しなど）と再雇用されたことがわかる雇用契約書の写しの両方を添付願います。この両方の書類がない場合は事業主様の証明書でも構いません。なお、定年退職後再雇用となる方も同じ取扱いとなります。

よくあるご質問です

Q この取扱いは、正社員に限定されますか？

A この取扱いは、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取扱いとなります。そのため、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。

Q 法人の役員が60歳以降に退任し、引き続き嘱託職員として再雇用された場合であっても対象となりますか？

A 法人の役員が特別支給の老齢厚生年金の受給権者（60歳から64歳までの厚生年金を受け取る権利のある方）である被保険者であれば同様の取扱いとなります。なお、この際の添付書類は「役員規定、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類および退任後継続して嘱託職員として再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」となります。

Q 60歳から64歳以外の方が退職後、継続再雇用された場合も対象となりますか？

A この取扱いは60歳から64歳までの、年金を受け取る権利のある方が対象となります。これらの方以外については、資格喪失届と資格取得届を同時に提出するのではなく、月額変更届により、給与の著しい変更のあった月から4ヵ月目に標準報酬月額が改定となります。

Q 退職したことがわかる書類や雇用契約書などがない場合の事業主様の証明とはどのような書類ですか？

A 特に様式は指定しませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているもので、事業主印が押印されている書類になります。

※ご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

街角の年金相談センター新潟移転のお知らせ

平成24年3月5日（月）新潟駅前の「プレイス新潟6階」に移転します。

『街角の年金相談センター新潟』では、年金事務所と同じように年金受給の相談や手続きができます。待ち時間も少なく、余裕を持っての相談ができますので、ぜひご利用ください。

街角の年金相談センター新潟

●移転先所在地

〒950-0087
新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟6階

※**提携駐車場がございます。**お車でお越しの際は地図上のPマークのついた駐車場をご利用ください。
（**無料券を差し上げます。**）
※公共交通機関をご利用の際は、ＪＲ新潟駅から徒歩５分程度、バスセンターから徒歩５分程度でお越しいただけます。

●TEL

025-244-9246
（電話による年金相談は、「ねんきんダイヤル」（TEL.0570-05-1165／050の一部、070の電話からは、03-6700-1165）をご利用ください。）

●受付時間

平日（月～金）午前8時30分～午後5時15分
（土･日･祝日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。）

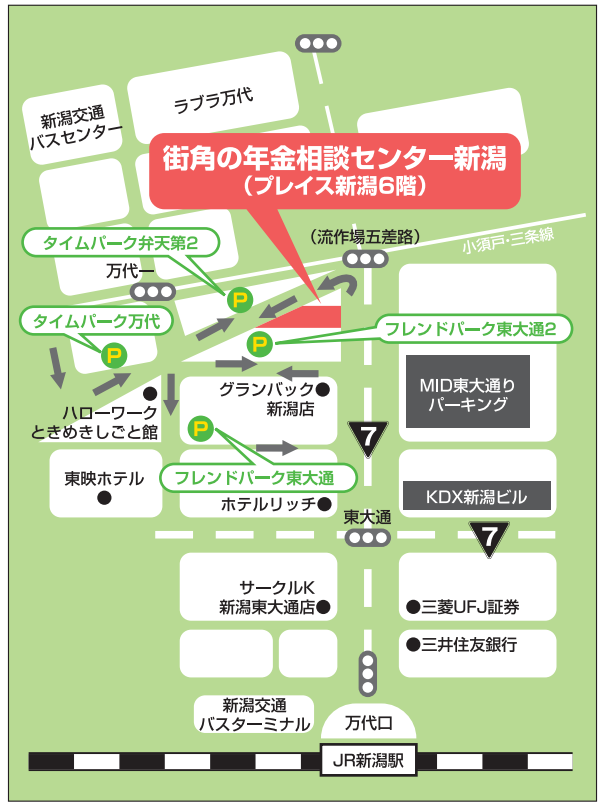

街角の年金相談センターは、日本年金機構が『全国社会保険労務士会連合会』に運営を委託しています。

※ご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

平成24年度の新潟支部健康保険料率について

増え続ける医療給付費や、協会けんぽの加入者など働く世代から高齢者への支援などの影響により支出が増えた結果、平成24年度の保険料率は、3年連続の引上げとなり、初めて全国平均で10.00％（新潟支部では9.90％）のご負担をお願いせざるを得ない状況となりました。

新潟支部保険料率

※（　）内の数字は全国平均

23年度保険料率		24年度保険料率
9.43%(9.50%)	→	9.90%(10.00%)

+0.47%引上げ(+0.50%)

【増減要因（全国平均＋0.50％について）】

- 標準報酬月額低下による収入の減　＋0.04％
- 保険給付費（医療費）の増　＋0.18％
- 高齢者医療に対する拠出金の増　＋0.38％
- 22年度及び23年度収支の改善　▲0.11％
- その他　＋0.01％

また、平成24年度の介護保険料につきましても、次のように引上げが決定されました。

- 介護保険料率　1.55％（平成23年度　1.51％）

協会けんぽが訴えてきた「国庫補助率の引上げ」や、「高齢者医療制度の改革」等は実現せず、この結果、皆様にご負担をお願いせざるを得なくなりました。

協会けんぽ新潟支部といたしましては、これまで以上に効率的な業務運営を推進してまいります。あわせて、日本が誇る国民皆保険制度を堅持していくため、引き続き、政府・与党に粘り強く医療制度改革を訴えてまいります。

現在の厳しい中小企業の経営環境や家計の状況の中での引上げとなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

保険料率の変更時期については健康保険、介護保険とも平成24年3月分※（4月納付分）からとなります。
※任意継続被保険者の方は4月分から変更となります。

上記にかかるお問い合わせは　【企画総務グループ】TEL.025-242-0261

平成24年4月1日から限度額適用認定証が外来診療の際も使用できるようになります

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けた時、1ヶ月（月の1日～末日）の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後日払戻しの申請をいただいておりました。

平成24年4月1日からは、入院した場合と同様に、限度額適用認定証を提示することで窓口負担が一定の限度額までのお支払いに軽減されます。

ご利用の際は、「限度額適用認定申請書」をご記入のうえ、協会けんぽまで郵送でご提出ください。後日、「限度額適用認定証」が協会けんぽより送られますので、受診時に医療機関の窓口に提示してください。

東日本大震災の被災者の方へ　～一部負担金等の免除措置は平成24年3月1日以降も延長になります～

健康保険一部負担金が免除になっている協会けんぽのご加入者の皆様は、平成24年3月1日以降も免除措置が延長となります。お手持ちの「健康保険一部負担金等免除証明書」は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている場合でもそのままご使用いただけます。免除措置の期限等詳細についてはあらためてお知らせいたします。

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除については、平成24年2月29日までとなります。

上記にかかるお問い合わせは　【業務グループ】TEL.025-242-0262

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階　TEL.025-242-0260（代表）
協会けんぽ　新潟　検索

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

次の日程で社会保険事務講習会を開催します。
【講習時間割】13:30～ 適用、保険料（年金事務所）　14:40～ 保険給付、任意継続（協会けんぽ）
多数の参加お待ちしています。
特典 講習会参加の皆様には、「平成23年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
3月 1日(木)	午後1時30分～午後4時	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
3月 2日(金)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
3月 5日(月)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	30名
3月 6日(火)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
3月 8日(木)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	45名
3月 9日(金)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
3月13日(火)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	70名

お申込み方法

開催日・事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください。
なお、各会場とも定員に達した場合のみご連絡します。

財団法人 新潟県社会保険協会 ｜ TEL.(025)240-5337　FAX.(025)290-3201

3月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所（予約先電話番号）	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所（025-283-1013）	五泉市福祉会館	15(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	28(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所（025-225-3008）	佐渡中央会館	21(水)	13:30～16:30
	両津地区公民館	22(木)	9:00～11:30
	小木町商工会	22(木)	8:50～11:00
長岡年金事務所（0258-88-0006）	小出商工会	21(水)	10:00～15:00
上越年金事務所（025-524-4115）	糸魚川市役所	14(水)	10:00～15:00
		28(水)	10:00～15:00
	柿崎商工会	21(水)	10:00～15:00
新発田年金事務所（0254-23-2128）	阿賀野市水原公民館	21(水)	9:30～12:30
	村上市役所	14(水)	10:00～15:00
		28(水)	10:00～15:00
六日町年金事務所（025-716-0802）	十日町地域地場産業振興センター（クロス10）	8(木)	10:00～15:00
		22(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の2会場は時間が異なります。
佐渡中央会館は13:30から16:10、十日町地域地場産業振興センター（クロス10）は13:00から14:30となりますのでご注意ください。

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています（相談は無料）

■五泉商工会議所［五泉市郷屋川1-2-9］……毎月第2火曜日（10:00～15:00）
■小千谷商工会議所［小千谷市本町2-1-5］……毎月第2水曜日（10:00～15:00）
■寺泊町商工会［長岡市寺泊坂井町9769-31］……毎月第2水曜日（10:00～15:00）

※五泉商工会議所は予約制です。　予約連絡先　TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

参加料無料

健康セミナー開催のお知らせ

生活習慣病にならないための減量作戦にチャレンジ
目指そう！標準体重（BMI 22）へ

1. 生活習慣病をご存知でしょうか？
2. 日ごろの生活習慣を見直し適正体重を維持しましょう。
3. 今の体力を知るための「体力測定」をしてみませんか。
［講師は、保健師（生活習慣病）、トレーナー（運動指導）が行います。］

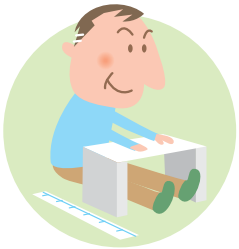

■開催日時　**平成24年3月17日（土）**　午後1時から4時

■開催会場　**新潟ユニゾンプラザ 中研修室 5階**
新潟市中央区上所2-2-2　TEL.025-281-5511

■対 象 者　特定健康診査の結果指導を要する方
その他参加を希望する方
※当日は運動出来る服装及び内履き運動靴（持参）で参加お願いします。

■定　　員　**50名**（定員に達しましたら締め切ります。）

■申込方法　申込書に記入し、ファックスにてお申し込みください。
【主催】財団法人新潟県社会保険協会　【後援】全国健康保険協会新潟支部
TEL.025-240-5337　FAX.025-290-3201

健康セミナー申込書

氏　　名	性別	生年月日	事　業　所　名	電話番号
		S・H　・　・		
		S・H　・　・		

個人情報は、当事業以外の目的には使用しません。

割引内容変更施設のお知らせ

◆入浴施設「ホンマ健康ランド」の割引内容が平成24年2月1日から変更になりました。

●割引内容／大人料金の1,470円のところ
「施設利用会員証」提示により1,260円になります。（本人を含め3名まで）

なお、各施設を利用する場合「施設利用会員証」の提示が必要です。利用申込方法は当協会のホームページの「施設利用会員割引のご案内」を索引しますと施設一覧、申込書が掲載されていますので参考にしてください。

健康づくり
標語コンクール入選作品　**健康は　家族みんなの笑顔から**

平成二十四年二月十五日発行　発行所　財団法人新潟県社会保険協会　電話〇二五ー二四〇ー五三三七　〒950-0087　新潟市中央区東大通一ー二ー二十五　北越第一ビルディング六階